条第四項」に改め、同条第十一項中「第四十一条の十九の三第六項」を「第四十一条の十九の三第四項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改め、同条第二十四項中「、第三項及び第五項から第八項まで」を「から第七項まで」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第四十一条の十九の三第十三項」を「第四十一条の十九の三第十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第四十一条の十九の三第十二項」を「第四十一条の十九の三第十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第四十一条の十九の三第十一項第三号」を「第四十一条の十九の三第十項第三号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第四十一条の十九の三第十一項第二号」を「第四十一条の十九の三第十項第二号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第四十一条の十九の三第十一項第一号」を「第四十一条の十九の三第十項第一号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第四十一条の十九の三第十項」を「第四十一条の十九の三第九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　法第四十一条の十九の三第七項第一号ホ、第二号ハ、第三号ハ又は第四号ハに規定する政令で定める工事は、第二十六条第三十三項各号に掲げる工事（法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修又は法第四十一条の十九の三第一項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第二項に規定する対象高齢者等居住改修工事等、同条第三項に規定する対象多世帯同居改修工事等若しくは同条第四項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等に該当するものを除く。）で当該工事に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第二十六条の二十八の六の見出し中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同条第一項中「同条第三項」を「同条第二項」に、「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同条第二項中「第三項」を「第二項」に改める。

第二十六条の三十三を削る。

第二十七条の六第二項中「第二条第二項に規定する内航海運業」を「第二条第二項第一号及び第二号に掲げる事業」に改め、同条第五項中「第二条第二項に規定する内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業」を「第二条第二項第二号に掲げる事業」に改める。

第二十七条の九第一項第一号中「第一欄に掲げる地区」を「第二欄に掲げる区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第六条第一項に規定する観光地形成促進計画につき同条第五項」を「第六条第四項」に改め、「あつた」を削り、「同条第八項の」を「同条第七項の」に、「同条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域（以下この号において「観光地形成促進地域」という。）」を「同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「つき同条第八項」を「係る同項」に、「準用する同条第五項」を「準用する同条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「観光地形成促進地域に」を「同号の第二欄に掲げる区域に」に、「つき同項」を「係る同項」に改め、同項第二号中「第一欄に掲げる地区」を「第二欄に掲げる区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第二十八条第一項に規定する情報通信産業振興計画につき同条第五項」を「第二十八条第四項」に改め、「あつた」を削り、「同条第八項の」を「同条第七項の」に、「同条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域（以下この号において「情報通信産業振興地域」という。）」を「同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「つき同条第八項」を「係る同項」に、「準用する同条第五項」を「準用する同条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「情報通信産業振興地域に」を「同号の第二欄に掲げる区域に」に、「つき同項」を「係る同項」に改め、同項第三号中「第一欄に掲げる地区」を「第二欄に掲げる区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項」を「第三十五条第四項」に改め、「あつた」を削り、「同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域（以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。）」を「同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「つき同条第七項」を「係る同項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「産業高度化・事業革新促進地域に」を「同号の第二欄に掲げる区域に」に、「つき同項」を「係る同項」に改め、同項第四号中「第一欄に掲げる地区」を「第二欄に掲げる区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項」を「第四十一条第四項」に改め、「あつた」を削り、「同条第八項の」を「同条第七項の」に、「同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。）」を「同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「つき同条第八項」を「係る同項」に、「準用する同条第五項」を「準用する同条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「国際物流拠点産業集積地域に」を「同号の第二欄に掲げる区域に」に、「つき同項」を「係る同項」に改め、同項第五号中「第一欄」を「第二欄」に、「経済金融活性化特別地区として指定された地区」を「区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項」を「第五十五条の二第四項」に、「新たに当該経済金融活性化特別地区」を「新たに同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の二第七項」に、「同欄」を「同号の第三欄」に、「その変更」を「当該変更」に、「同条第二項」を「同条第八項」に、「同法第五十五条の二第五項」を「同条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、「（当該期間」の下に「（以下この号において「指定期間」という。）」を加え、「より当該経済金融活性化特別地区」を「より同表の第五号の第二欄に掲げる区域」に、「当該期間の」を「指定期間の」に改め、「なつた日までの期間とし、」の下に「指定期間内に」を加え、「同法第五十五条の六第一項」を「指定期間内に同条第十項」に、「同法第五十五条の四」を「同条第九項」に改め、同条第二項第一号中「第二欄」を「第三欄」に、「次項」を「第四項」に、「次号イ及びロ」を「次号及び第三号」に改め、同項第二号中「第五号までの第二欄」を「第四号までの第三欄」に改め、同号イ中「ロに」を「以下この項に」に改め、「限る」の下に「。次号イ及び次項において同じ」を加え、同号ロ中「第二欄」を「第三欄」に改め、同項に次の一号を加える。

三　法第四十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に掲げる事業　次に掲げるいずれかの規模のもの

イ　一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が五十万円を超えるもの

第二十七条の九第七項を削り、同条第六項中「第二欄」を「第三欄」に、「次項第一号」を「次項第一号イ」に、「計量証明業」を「同条第九号に掲げるガス供給業（次項において「ガス供給業」という。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三欄」を「第四欄」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第二号とし、同項第六号を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二欄」を「第三欄」に改め、「、情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業（次項第一号において「情報記録物製造業」という。）、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業（放送業（有線放送業を含む。次項第四号において同じ。）を営む法人が行うものを除く。次項第三号において「映画・ビデオ制作業」という。）、放送業（有線放送業を含む。次項第四号において同じ。）」を削り、「次項第五号」を「次項第二号」に改め、「並びに同条第八号に規定する情報通信技術利用事業（次項第六号において「情報通信技術利用事業」という。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三欄」を「第四欄」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十二条の九第一項に規定する区域の振興に資するものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産とする。

一　法第四十二条の九第一項の表の第一号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人　当該法人の沖縄振興特別措置法第七条の二第八項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に記載された減価償却資産